

国家知識産権局による「専利出願行為の規範化に関する弁法」の 公布に関する公告（第 411 号）

公布時間：2021-03-12

国家知識産権局公告

第四一一号

知的財産保護の強化に関する党中央・國務院の各意思決定・手配を真剣に貫徹し、専利の質を全面的に向上させ、真のイノベーション活動を奨励するという専利法の立法主旨の実現を確保し、誠実信用の原則を守るために、国家知識産権局は「専利出願行為の規範化に関する弁法」を制定し、ここに公布する。同弁法は公布日から施行される。

以上の通り公告する。

国家知識産権局

2021年3月11日

専利出願行為の規範化に関する弁法

第一条 専利法の立法趣旨に背き、誠実信用の原則に違反している各種の非正常専利出願行為を断固として取り締まるために、専利法及びその実施細則、専利代理条例等の関連法律法規に基づいて本弁法を制定する。非正常専利出願行為及び非正常専利出願については、本弁法に従って厳格に審査・処理する。

第二条 本弁法にいう非正常専利出願行為とは、いかなる単位又は個人がイノベーション保護を目的とせず、真の発明創造活動に基づかずに、不正な利益の取得や架空のイノベーション実績、サービス実績の虚構を目的として、単独で又は結託して各種の専利出願を提出し、専利出願を代理し、専利出願権や専利権を譲渡する等の行為を指す。

以下の各行為は、本弁法にいう非正常専利出願行為に当たる。

(一) 発明創造内容が明らかに同じであるか、又は実質的に異なる発明創造の特徴又は要素の単純な組み合わせや変化によって形成された複数の専利出願を同時又は前後して提出する場合。

(二) 提出された専利出願には、発明創造内容、実験データ又は技術的効果の捏造、偽造及び変造、従来技術又は従来考案の剽窃、簡単な切り替え及び寄せ集めなどのような状況が存在する場合。

(三) 提出された専利出願の発明創造が、明らかに出願人、発明者の実際の研究開発能力及び資源的条件と一致しない場合。

(四) 提出された複数の専利出願の発明創造内容が、主にコンピュータプログラム又は他の技術を用いてランダムに生成されたものである場合。

(五) 提出された専利出願の発明創造が、特許性審査を回避するために意図的に形成された、明らかに技術的改善又は考案の常識に適合しない、若しくは実際に保護価値を持たない劣化、羅列、不必要な保護範囲縮小の発明創造、又は検索と審査の価値を一切持たない内容である場合。

(六) 非正常専利出願行為に対する規制措置から逃れるために、実質的に特定の単位、個人又は住所に関連している複数の専利出願を分散、前後して又は遠隔地に提出する場合。

(七) 専利技術、考案の実施又はその他の正当な目的を目的とせず、専利出願権又は専利権を転売する、又は発明者、考案者を虚偽に変更する場合。

(八) 専利代理機関、専利代理師又は他の機関若しくは個人が他人を代理、誘導、教唆し若しくは他人と共謀して、各種の非正常専利出願行為を行う場合。

(九) 誠実信用の原則に違反し、正常な専利事業秩序を乱す他の非正常専利出願行為及び関連行為。

第三条 国家知識産権局は、専利出願受理、初歩審査、実体審査、審判の手順又は国際出願の国際段階手順において本弁法にいう非正常専利出願行為が存在することを発見し又は通報によって知り、かつ初歩的に認定した場合、専門的な審査ワーキンググループを結成して、又は審査官に授権して、本弁法に基づいて専門的な審査手順を起動し、一括集中処理し、出願人に、関連行為を直ちに停止するとともに指定された期限内に関連する専利出願や法的手続きの請求を自発的に取り下げるか、又は意見を陳述するよう通知することができる。

出願人は非正常専利出願行為に対する初歩的認定に不服がある場合、指定された期限内に意見を陳述するとともに、十分な証明書類を提出しなければならない。正当な理由なく期限を過ぎても回答しなかった場合、関連する専利出願が取り下げられたとみなされ、関連する法的手続きの請求が提出されていないとみなされる。

出願人が意見を陳述した後、国家知識産権局は依然として本弁法にいう非正常専利出願行為に当たると認める場合、法に基づいて関連する専利出願を拒絶するか、又は関連する法律手続きの請求を承認しなくてもよい。

出願人は国家知識産権局による上記決定に不服がある場合、法に基づいて行政再議申請、審判請求を提出するか又は行政訴訟を提起することができる。

第四条 認定された非正常専利出願について、国家知識産権局は、情状を見て専利費用を減額しなくてもよい。既に減額されている場合、減額された費用の追納を要求する。

非正常専利出願を繰り返しているなど出願人の情状が深刻である場合は、非正常専利出願行為と認定された日から5年以内において、その専利出願に対して専利費用を減額しないこととする。

第五条 本弁法第二条第二項第(九)号に記載する非正常専利出願行為がある専利代理機関又は専利代理師について、中華全国専利代理師協会は自律措置を講じる。非正常専利出願を繰り返しているなど情状が深刻である場合、国家知識産権局又は専利事業管理部門は法律・法規に基づいて相応の懲戒を与える。

上記行為がある他の機関又は個人について、専利事業管理部門は無資格の代理行為の摘発に関する規定に基づいて処罰する。他の法律・法規に違反した場合は、関係部門に移送して対処する。

第六条 専利事業管理部門及び専利代弁人は非正常専利出願行為を発見し又は通報により知った場合、速やかに国家知識産権局に報告しなければならない。

専利事業管理部門は、非正常専利出願行為があると認定された単位又は個人について、関連政策文書の要求に従って関連措置を実行しなければならない。

第七条 第二条に記載する行為がある単位又は個人について、『中華人民共和国刑法』により犯罪を構成する疑いがある場合、法に基づいて関係機関に移送して刑事責任を追及する。

第八条 本弁法は公布日から施行される。

出所：2021年3月12日付け中国国家知識産権局ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所日本語仮訳を作成

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/3/12/art_74_157677.html

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。